

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「昇任S・Aシステム2018法学編」に誤った掲載がありました。

深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

科目	頁	問	枝	正	誤
刑訴法	326	15	(5)	3行目「また、客観的不可分の原則では、例えば、屋内侵入強姦罪…」以下を削除。	罪名が強姦性交等罪となり、親告罪ではなくなったため、告訴の客観的不可分の原則で例示するのは不適切でした。

なお、刑訴法の間14において「強姦事件」「強姦された」「強姦被害」の語を用いていますが、罪名は「強制性交等罪」に改正されています。